

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

料金表
第1表 接続料金
第1 網使用料
2 料金額
2-1 端末回線伝送機能
2-1-1 基本額
2-1-1-1 基本料

月額

区 分			単 位	料金額	備 考
(1)～(8) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(9) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア 10Mbit/s から100Mbit/s までの符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	5,524 円	_____
		イ 200Mbit/s から1 Gbit/s までの符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	9,497 円	

2-1-1-1の2～2-1-2 (略)

2-2～2-6の2 (略)

2-6の3 イーサネットフレーム伝送機能
2-6の3-1 中継局イーサネットスイッチに係る部分の料金額
1 中継局イーサネットスイッチごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサネットフレーム伝送機能	L A N型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(中継局イーサネットスイッチに係るものに限ります。)	456,250 円	_____

新

料金表
第1表 接続料金
第1 網使用料
2 料金額
2-1 端末回線伝送機能
2-1-1 基本額
2-1-1-1 基本料

月額

区 分			単 位	料金額	備 考
(1)～(8) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(9) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア 10Mbit/s から100Mbit/s までの符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	5,494 円	_____
		イ 200Mbit/s から1 Gbit/s までの符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	9,851 円	

2-1-1-1の2～2-1-2 (略)

2-2～2-6の2 (略)

2-6の3 イーサネットフレーム伝送機能
2-6の3-1 中継局イーサネットスイッチに係る部分の料金額
1 中継局イーサネットスイッチごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサネットフレーム伝送機能	L A N型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(中継局イーサネットスイッチに係るものに限ります。)	386,667 円	_____

2-6の3-2 都道府県の区域における通信に係る部分の料金額

都道府県の区域ごとに月額

区 分		料金額	備考
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能（都道府県の区域における通信に係るものに限ります。）	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	116,373 円
		20Mbit/sの符号伝送が可能なもの	153,371 円
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	180,679 円
		40Mbit/sの符号伝送が可能なもの	202,910 円
		50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	221,910 円
		60Mbit/sの符号伝送が可能なもの	238,604 円
		70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	253,913 円
		80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	268,298 円
		90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	281,300 円
		100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	293,378 円
		200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	387,859 円
		300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	456,958 円
		400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	513,135 円
		500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	561,468 円
		600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	604,724 円
		700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	643,827 円
		800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	679,699 円
		900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	712,803 円
		1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	744,061 円
		2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	988,338 円
		3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,167,547 円
		4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,315,837 円
		5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,443,822 円
		6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,558,424 円
		7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,662,412 円
		8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,759,016 円
		9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,848,698 円
		10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,933,304 円

2-6の3-2 都道府県の区域における通信に係る部分の料金額

都道府県の区域ごとに月額

区 分		料金額	備考
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能（都道府県の区域における通信に係るものに限ります。）	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	108,485 円
		20Mbit/sの符号伝送が可能なもの	142,807 円
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	168,022 円
		40Mbit/sの符号伝送が可能なもの	188,466 円
		50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	205,874 円
		60Mbit/sの符号伝送が可能なもの	221,113 円
		70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	235,485 円
		80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	248,123 円
		90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	260,326 円
		100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	271,229 円
		200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	357,701 円
		300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	420,754 円
		400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	472,097 円
		500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	516,501 円
		600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	555,700 円
		700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	590,996 円
		800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	623,690 円
		900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	653,782 円
		1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	682,138 円
		2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	902,820 円
		3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,064,952 円
		4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,197,592 円
		5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,312,451 円
		6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,415,166 円
		7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,508,340 円
		8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,594,141 円
		9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,674,303 円
		10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,749,695 円

2-6の3-3 単位料金区域における通信に係る部分の料金額

単位料金区域ごとに月額

区 分		料金額	備考
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能（単位料金区域における通信に係るものに限ります。）	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	197,614 円
		20Mbit/sの符号伝送が可能なもの	260,526 円
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	306,992 円
		40Mbit/sの符号伝送が可能なもの	344,843 円
		50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	377,212 円
		60Mbit/sの符号伝送が可能なもの	405,665 円
		70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	431,769 円
		80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	456,307 円
		90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	478,495 円
		100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	499,117 円
		200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	660,697 円
		300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	779,203 円
		400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	875,781 円
		500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	959,045 円
		600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,033,695 円
		700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,101,296 円
		800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,163,416 円
		900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,220,836 円
		1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,275,124 円
		2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,702,097 円
		3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,018,646 円
		4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,282,723 円
		5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,512,342 円
		6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,719,250 円
		7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,908,145 円
		8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,084,510 円
		9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,249,128 円
		10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,405,130 円

2-7~2-12 (略)

2-6の3-3 単位料金区域における通信に係る部分の料金額

単位料金区域ごとに月額

区 分		料金額	備考
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能（単位料金区域における通信に係るものに限ります。）	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	193,713 円
		20Mbit/sの符号伝送が可能なもの	255,076 円
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	300,186 円
		40Mbit/sの符号伝送が可能なもの	336,783 円
		50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	367,962 円
		60Mbit/sの符号伝送が可能なもの	395,271 円
		70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	421,032 円
		80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	443,697 円
		90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	465,588 円
		100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	485,157 円
		200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	640,603 円
		300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	754,255 円
		400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	847,010 円
		500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	927,380 円
		600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	998,464 円
		700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,062,581 円
		800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,122,055 円
		900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,176,885 円
		1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,228,619 円
		2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,633,734 円
		3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,934,364 円
		4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,182,363 円
		5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,398,629 円
		6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,593,225 円
		7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,770,793 円
		8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,935,203 円
		9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,089,552 円
		10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,235,387 円

2-7~2-12 (略)

2-13 ルーティング伝送機能

区 分		単 位	料 金 額	備 考
(1) 一般収容局 ルータ接続ル ーティング伝 送機能	第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第8欄のうち一般収容局ルータで接続し、IP通信網（専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。）を利用した交換及び伝送を行う機能（SIPサーバと連携して提供するセッション制御の機能を除き、LANインタフェースにより1Gbit/sの符号伝送が可能なものに限りします。）	一般収容局ルータにおける1IP通信網収容装置ごとに月額	1,610,446 円	_____
(2) 一般中継局 ルータ接続ル ーティング伝 送機能	第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7-2欄で接続し、IP通信網（専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。）を利用した交換及び伝送を行う機能（LANインタフェースにより10Gbit/sの符号伝送が可能なものに限りします。）	1ポートごとに月額	4,291,667 円	_____
(3)～(4)（略）	(略)	(略)	(略)	(略)
(5) 関門交換機接 続ルーティン グ伝送機能	IGSを経由して、IP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	1通信ごと	0.8725 円	_____
		1秒ごとに	0.014197円	_____

2-13 ルーティング伝送機能

区 分		単 位	料 金 額	備 考
(1) 一般収容局 ルータ接続ル ーティング伝 送機能	第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第8欄のうち一般収容局ルータで接続し、IP通信網（専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。）を利用した交換及び伝送を行う機能（SIPサーバと連携して提供するセッション制御の機能を除き、LANインタフェースにより1Gbit/sの符号伝送が可能なものに限りします。）	一般収容局ルータにおける1IP通信網収容装置ごとに月額	1,495,934 円	_____
(2) 一般中継局 ルータ接続ル ーティング伝 送機能	第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7-2欄で接続し、IP通信網（専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。）を利用した交換及び伝送を行う機能（LANインタフェースにより10Gbit/sの符号伝送が可能なものに限りします。）	1ポートごとに月額	4,770,833 円	_____
(3)～(4)（略）	(略)	(略)	(略)	(略)
(5) 関門交換機接 続ルーティン グ伝送機能	IGSを経由して、IP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	1通信ごと	0.77285 円	_____
		1秒ごとに	0.011303 円	_____

附 則（平成27年4月10日西設相制第13号）

この改正規定は、平成27年4月10日から実施し、平成27年4月1日に遡及して適用します。